

ヨッフエ編「ソビエト法の基礎」ミンスク（一九七〇年）

О. С. Йоффе (ред.), Основы советского права, учебное пособие для
экономических вузов и факультетов, Изд. 2-е, переработанное и дополненное
《Вышэйшая школа》, Минск, 1970. 600 с.

直 川 誠 蔵

一

本書は、ソ連の経済学部学生を対象に編集されたソビエト法概論の教科書（教材）である。編集者は、オ・エス・ヨッフエ、レニングラード大学民法学教授として著名であり、数名の専門家と共同執筆している。（共同執筆者の氏名および分担については、本稿の最後に付した目次参照）

これはわが国でいえはさしずめ、経済学部における一般教育科目の一つとしての「法学」のテキストに相当するわけである。

一見問題なさそうにみえる一般教育科目の「法学」も、実際

には案外容易ならぬ難物であることは経験のある方々なら一様に認められるところであらう。その最大の理由は、非専攻の学生に対して、限られた時間内に、法律学の本質と成果をあきらかにすることによりこの学問に対して眼を開かせなければならぬからである。専攻学生の場合、その多くは一定の問題意識を持って専門の講義を聞くことが期待される。これに対して、非専攻学生の場合そのようなことは期待しえないのが通常であるので、まず「法学」が彼らの専攻とどういう関係にあり、どういう意義を持つつかから説き起さなければならない。つまり、非専攻の学生に対しては、学習の「動機づけ」からはじめない

ればならず、より多くの手間がかかるにもかかわらず、専攻科目でないが故に比較的僅少な時間内にその全貌を要領よく述べることを求められるわけである。これは全く容易なわざではない。そしてこの間の事情はソ連においても基本的に同じであるといえよう。

二

ソ連でもこの種の非専門学生用概論の教科書は割合屢々出版されているようであり、現在たまたま筆者のともにあるものだけでも次の五種を数える。

- (1) デニソフ、キリチェンコ編「ソビエト国家と法の基礎」教育大学用、一九五三年^(一)。
 - (2) アレクサンドロフ、レピョーシキン編「ソビエト国家と法の基礎」教育大学歴史Ⅱ人文学部用、一九六二年^(二)。
 - (3) アンデルセン他編「ソビエト法とソビエト建設の基礎」高級党学校用、一九六五年^(三)。
 - (4) ドゾルツェフ編「ソビエト法」経済大学・経済学部用、一九六九年^(四)。
 - (5) カリーヌイチェフ、ニエダーヴニー編「ソビエト国家建設と法の基礎」高級党学校用、一九六九年^(五)。
- (配列は出版の順序による。)

しかし、これらの著書を手にした時にうける感じは、卒直にいて、課題の重要性にもかかわらず、あるいはむしろ課題があまりにも重要かつ困難であるがゆえに、現実存在するものは意外と創意性に乏しい、不親切なとしかいいようのない「テキストブック」にすぎず、果してこのような教科書を通じて法学専攻でない学生が法学に興味を抱きうるであろうかとの疑問さえ禁じえない場合が多いのである^(七)。

創意性に乏しいとは具体的に何をさすか。それは実定法の諸部門の概説の平面的な羅列をさす。不親切なとは何を意味するか。それは非専攻学生を法学にひきつけようとする、著者(編者)の側における熱意の不足を意味するにほかならない。

このような状況を知るものにとっては、ソ連共産党中央委員会が、一九六七年に「社会科学の一層の発展ならびに共産主義建設におけるその役割の向上に関する方策」についての決定を行ない、その中で、「社会科学の教授および国の教育施設の一層の改善が求められる。ソ連高等・中等専門教育省、その他の専門家養成にかんして責任ある省・庁は、社会科学の教授ならびに青年学生の思想Ⅱ政治教育の必要な水準をまだ確保していない。」とのべさらに「社会科学にかんする教科書および参考書の準備と出版を改善し、必要な場合にはその執筆にかんするコンクールを行なう^(九)」としていることは、(他の社会科学の諸

部門の状況についてはあまり知らないながらも）現実の問題点の総括をふまえた根拠ある指摘としてうけとられるのである。

さて、これらに比して、最近入手した表記の著書は、「親切」、「創意」という点でも格段の進歩を上げているという印象である。すなわち、第一に、本書には十数頁にわたる序説（序文ではない）が付されている。これは本書の編者の熱意の一つのあらわれにはかならない。第二に、本書の各論はこれまでのような各実定法部門の概説の平板なよせあつめではなく、経済専攻学生用らしく民法中心ではあるが、一定の有機的な再構成が試みられていることである。ここからは編者の創意工夫のあとをくみとることが可能である。

三

まず、第一点からとりあげて行きたい。いうまでもなく、学術圖書に序説がついているのは決して珍しいことではない。しかし（筆者の知るかぎり）ソビエトのこの種のテキストにおいては序説どころか序文すら見出すことは従来まれであった。そして本書の序説においては、非専攻学生（この場合経済学部学生）に対する法学への動機づけが成功的になされており、またソビエト法およびその研究方法についての必要最少限の予備知識が凝縮されて盛りこまれているが故に注目にあたいすると思

われるのである。

この序説は編集者自身の筆になるものであるが、その簡にして要をえた説明はさすがと思わしめるものがある。その内容は、日本の研究者にとって、なかならず資本主義法と社会主義法の比較を共通テーマにとりあげた本研究所周員にとっても多少の興味はありうると思われるので、その大要を摘示して参考に供したい。

序説は二つの部分（節）に大別されるが、第一節は「教科目としてのソビエト法の基礎」、第二節は「ソビエト法の基礎の課題と使命」と題されている。ここでの紹介は第一節に限定するのが適当であろう。

さて、第一節では、まずソビエト法学およびその諸部門についての最も基礎的な予備知識が与えられ、さらにこれらに関連して、隣接諸科学の問題とソビエト法学の基本的的方法論とが圧縮したかたちでのべられる。

これらの点は、抜きさしならない緊密な構成をなしているもので、できるだけ原文に即して紹介するのがよいであろう。（以下「」内の部分は原文の大意のみを伝えることを示す。なお小見出しは紹介者が便宜上付したものである。）

研究対象

法学における研究対象をなすのは二つの重要な社会現象——国家と法——であるこれら二つの現

象のもつ意義は、ソビエト社会においては、党によって指導される国家が社会を共產主義的發展の道に方向づけ、また法が共產主義建設の要求を課題に答えるような人々の行動を保障することを目的としてソビエト国家によって利用されるということによって規定されている。その際、法は上記の役割を犯罪およびその他の法違反との闘争という方法によってのみならず、第一義的には、生産・交換の領域における、国家・社会の諸問題の管理の面における、婚姻・家族形成に際して等々の、人々の間における規範的な、認可された諸関係の定立の、法によって承認される秩序に依拠して果すのである。

国家と法の諸類型

しかし、国家と法には諸類型がある。奴隸制的、封建的、ブルジョア的國家と法は、**搾取者の類型**に属するのたいていして、ソ連およびその他の社会主義陣営諸國に確立された國家と法は**社会主義的類型**に属する。いうまでもなく、ソビエト法学は何よりもまず**社会主義的類型**の國家と法、ことにソビエト的國家と法を研究する。しかしながら、ソビエト法学はまた、今日存在し、またすでに歴史的過去の領域に去った搾取者の類型の國家と法をも研究する。このことは、國家・法現象の形成・發展の歴史的過程の解明、現代の搾取者の諸國家およびそこにおける実定法体系の本質の確定のために、また、それらと社会主義的タイプの國家および社会主義

的法体系とを対比するためにも不可欠なのである。

客観的合法則性の研究

これと同時に、一つの歴史的類型の限度内においてさえも、國家の具体的活動形態と國家によって定立される法律的諸規則是不動の、凝固した状態には留っていない。それらは常に變化し新たなものになる。しかしながらこれらの過程はそれ自体決して恣意的なものではない。それらの根底には一定の客観的な、人間の意志には依存しない諸々の合法則性が横たわっており、これらの諸合法則性が、權力についた階級または全社會の意識においてあれこれと屈折しつつ、結局のところ國家と法の本質、それらの表現形態、法律の發布および發布される諸法律の施行を含む國家活動一般の実現手続を規定する。一國の法を知ることとは、そこにおける現行立法について全面的に通曉することを意味することはいうまでもない。しかしそれだけでは足りない。所与の法律の發布へと導いた原因を見、その法律が奉仕する目的を理解し、個々の法律および全体としての法体系が人類社會の前進的發展の一般過程においていかなる地位を占めるかを明瞭に表象することが必要なのである。任意の眞の科学一般と同様に、ソビエト法律科学は、個々の現象（國家と法）およびこれらと関連する具体的な諸事實（國家活動の諸形態、現行法律諸規則の内容等）のみならず、これらの諸現象を支配し、國家的・法的現実の個別的事実の本

質をあらかじめ規定する客観的諸合法則性を研究する。

ソビエト法律学の諸部門

「ソビエト法律学の諸部門はソビエト法学において歴史的に形成されたものであるが、国内法の諸部門としては、以下の十一がかぞえられる。国家法（憲法）、行政法、財政法、民法、家族法、労働法、コルホーズ法、土地法、刑法、刑事訴訟法、民訴訟法。国際法には国際公法と国際私法の別がある。」

このように国家活動の種々の諸形態と法律規範の諸グループは、科学的研究の過程において法律知識の個々の部門へと分割され、あたかも相互に境界がもうけられているかのようである。しかしながら、実際の現実においては、一方における国家、他方における法は単一の、全一的な、そしてまた同時に、相互に関連しあつた諸現象の姿態において存在する。したがって、国家と法とが、それらの顕現と作用の多様な相互浸透的諸形態において、単一の全なるものとして登場するところの今一つの科学が存在しなければならない。そしてそのような科学は存在する。それは国家と法の一、般理論と名づけられており、その課題は、国家と法の発生と発展を全体として規定する一般的合法則性、第一には社会主義的国家と法に特有の合法則性、の確立に帰着する。この科学の意義は、法律知識の特殊諸部門において適用されると同時に新しいより具体的な内容によって満

たされるところの諸範疇を研究し、諸概念を規定することに存する。

隣接諸科学

社会主義国家の多面的活動および社会主義国家によって定立される法律的諸規則の作用は、個々の人間および人間集団の生活の最も多様な領域においてあらわれる。したがって、法学における国家的・法的諸現象のみのりおおい研究は、他の諸科学——社会諸科学（経済学、歴史学、心理学、教育学、論理学等）ならびに自然技術諸科学（医学、精神病学、生理学、運輸技術、建築技術等）——の結論と成果の導入なしには不可能であることは異議のないところである。しかしながら、法学にとって特別の意義を獲得しているのは、客観的現実の任意の諸現象の真に科学的研究の方法論的基礎としてのマルクス・レーニン主義哲学である。

弁証法的唯物論的方法

弁証法的方法の主要な要求は、その発展が行なわれるところの形態およびそれを喚起するところの内的要因を考慮しつつ、運動、変化、発展の観点から研究対象たる諸現象を検討すべきことに帰着する。国家的・法的諸現象の発展は、その原因が国家と法の階級的性質に根ざしているところの社会的・歴史的過程の形態において行なわれる。したがって、国家と法の研究に適用した場合における弁証法的方法の一般的要求は、国家と法が、一般的に変化と発展においては

なく、この過程の歴史的および階級的、被制約性の見地から検討し研究されなければならないということである。

哲学的唯物論の主要な要求は、あれこれの諸現象をよび起し、それらの本質を規定するところの客観的物質的諸力の観点から自然および社会の諸現象を解釈すべきことに帰着する。国家と法は上部構造的諸現象の領域に属する、ということは、すなわち、それらの発生と存在の主要な原因は社会生活の物質的諸条件、社会の経済構造、社会の経済的土台であるということである。したがって、国家と法の研究に適用した場合の哲学的唯物論の一般的諸要求は、それらが一般的に物質的、被制約性においてではなく、まさに国家と法の経済的、被制約性において検討し研究されなければならないということの意味する。

以上は、マルクス・レーニン主義に立脚するソビエト法律学の根本原理が、法学を専攻するのでない学生に対して、きわめて簡潔に説明された箇所である。(10) もとより、理論それ自体の全面的展開の場ではないために意をつくさぬ点が多いと思う。しかしながらソビエト法律学が単なる条文解釈学ではなく、国家と法にかんする社会科学でなければならぬゆえんがこれだけの行文からでも基本的な点はつかみとれる。そして、それは必ずしもソビエト法律学にのみ妥当するわけではないであろう。つづいて、ソビエト法の基礎教程とソビエト法律科学および

その諸部門との相互関係が論じられるが、これを省略し、本節の末尾に経済専攻学生に対して、理論的な次元における法学学習の動機づけが試みられている部分にうつる。

学習に当 この学科ののり多い研究のためには一連の要請する諸要請を順守することが必要であるが、それらのうち、是非とも守らなければならないものとしては以下のものがある。

第一に、ソビエト国家によって、われわれの社会の経済を規制し保護する目的で定立された法律的諸規則の内容を精細につかむ必要がある。具体的な立法的アクトの研究なしには法の認識、社会主義的適法性の徹底の実現は不可能である。

第二に、研究される法律的諸規則がその規制にむけられているところの現実的な社会諸関係の本性、性格および特質を明瞭に表象する必要がある。種々の経済的諸関係の同一でない法的規制は、それらの固有の本性によってあらかじめ規定されているのである。そして、立法者が売買と銀行信用とに対して、また労働関係と基本建設とに対して、異なった法的レジームを定立するとすれば、それは、主として、規制される諸関係自体が自らに対して異なったアプローチを要求しているからなのであり、これらの本質の理解を欠いてはそれらを認承する立法的規制の意味も理解しえない。ところが、「基礎」においては、経済的諸関係、すなわち、経済学部の学生に対して、彼らによって

獲得される専門的知識がその本質の認識を保障しているところのまさにその諸関係の解明がなされているのであり、ほかならぬ専門的学習の過程それ自身が同時にソビエト法の基礎教程の習得を促進する重要な要因としてもあらわれているのである。

第三に、任意のソビエト法律は一定の原因により、また一定の目的の達成のために採択されている。党と政府は、国家的、経済的、文化的建設の新しい各段階において新しい具体的な課題を提起し、その解決のために必要な立法的アクトが發布されるのである。これらのアクトの深い意味と現実的使命は、それらによって解決される課題と目的とが明らかに成つてはじめてわかるのである。したがって、「何が」——あれこれの法律的諸規則の内容がどのようなものであるか——のみならず、「何故」——それらの具体的実践的使命がどのようなものであるか——という問題にも答えることが大切である。経済関係の領域において効力をもつ諸法律にとっての上記のような諸問題は「基礎」において解明されるのであるから、その研究は、同時に、経済学部学生に直接的な専門の修得を促進する重要な要因としてもあらわれている。

このように、三つの基本的要請を示したのち、ヨッフエは経済専門家を志す学生にとってソビエト法の基礎教程は経済学の全コースと密接かつ有機的に結合した学科目であることを結論

する。

このような諸要請は、非専門学生に対する法学への動機づけの一例としてのみならず、経済学と法律学との密接かつ内面的な相互関連に再度注意をよびおこされるなど、われわれの研究にとつても多くの示唆を与えるものがあるといわなければならない。

四

つぎに第二点としてとりあげた、本書の構成の面における創意工夫にかなする問題を考えてみたい。そのために、あらかじめ先に示した従来の同種教材につき（それはあくまで例示的な意味をもつにすぎないのであるが、このことを念頭に置きつつも）そこにおける構成方式はどのようなになっているかを検討しておく必要があるであらう。

従来のテキストは、総論・各論からなる構成をとっているとところは共通である。この場合、総論の内容となつているのは、いずれも「国家と法の一般理論」であり、各論では対象学生の特殊性を考慮しつつ、実定法の諸部門の一つ一つについての概説が取捨選択されて極言すれば没体系的に並列されてあることはさきほどふれたとおりである。

これらのテキストにおける諸部門の取捨選択上の特徴として

は、たとえば、教育学部学生用の前記(1)、(2)の場合だと憲法のみ、あるいは憲法中心であり、経済学部学生用の(4)においては、民法、労働法がもっとも詳細に説明しており、民訴法にまで説明がおよんでいるが憲法はとりあげていない。また党学校用テキストである(3)、(5)は一応憲法を中心にすえながらも、手続法を除く実定法のはほとんど全部門を刑法をも含めてとりあつてゐる。(五種のそれぞれの具体的な内容構成は別表参照) ヨッフエのテキストでは、総論として第一篇に「国家と法に關する一般命題」が置かれてゐることは他のテキストの構成と同じといえるが、各論の敘述に工夫が加えられている。

すなわち、各論の中心に所有権制度の考察を据え(第二篇)、そこにおける社会主義的所有権の説明をひきつぐかたちで国民経済の法的組織、換言すれば社会主義的所有の主体構造(国家行政機関体系ならびに国营企業・コルホーズの法人性)についてのべられ(第三篇)、ついで、各生産点における労働法關係(コルホーズ法關係を含む)を概観し(第四篇)、国家、国营企業・コルホーズを中心として、これら相互間およびこれらと国家および市民との間に成立する契約の諸類型を詳説し(第五篇)、最後に社会主義経済の法的保障(保険制度)および法的保護について触れる(第六篇)という筋道になっている。その展開は一定の必然性に導かれており、比較的無理がないと思わ

来従の非法学専攻学生用「ソビエト法の基礎」の
各種テキストでとりあつかう法部門の範圍

テキスト*	法部門	国家と法の理論	国家法(憲法)	行政法	財政法	民法	家族法	労働法	コルホーズ法	土地法	刑法	民訴法	刑訴法
(1) 教育学部用		○	◎	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(2) 同上		○	◎	/	/	○	○	○	○	/	/	/	/
(3) 党学校用		◎	◎	○	/	○	○	○	○	/	○	/	/
(4) 経済学部用		○	/	○	○	◎	/	◎	/	/	/	○	/
(5) 党学校用		◎	◎	/	/	○	○	○	○	○	/	/	/

◎—詳細かつ全面的説明

○—一応の説明

○—簡単な説明

* テキストの番号は158頁のものに対応する。

れる。またこの展開の過程で、国家法(憲法)、行政法、民法(財産法)、労働法、土地法およびコルホーズ法の要点が解説さ

れ、刑法にも若干ふれられているのであるが、とにかく諸法部門の非体系的列挙の弊はさけられて、相当まとまった印象を与えているといふことができる。

以上紹介したように、本書は、法律を専門としない学生に対するソビエト法概論のテキストとして、従来のものに比してあきらかにすぐれた特色をもっているし、そこからわれわれの学ぶべき点も少なくない。

しかしながら、若干の問題点は残されている。それは主として各論の内容範囲の点である。本書の各論に包含されていない法分野の主要なものとしては、家族法、手続法、憲法の一部（市民の基本的権利・義務、選挙方式等）を数えることができる。しかし、経済専攻学生を対象とする概説書であるが故にそこには家族法あるいは手続法の説明は必要ないと果して言いうるであらうか。ハンディな一冊のテキストブックという制限の中で、百歩譲ってかりに手続法は無理であるとしても、法律を学ぶ以上家族法の知識は最低限彼らにも不可欠なのではあるまいか。彼らは経済専門家であるまえにソビエト社会における一人の人間、市民であり、家族生活を抜きにしては考えられず、また「共産主義の建設」にとって家族のもつ意義は大きいといわなければならないからである。

また同じような意味で、憲法の基本的に重要な一部分が空白

になっているのも心残りである。

本書の再改訂がもし企てられることがあるとしたならば、是非これらの諸部門をも考慮に入れて、各論構成の抜本的再検討が必要とされるであらう。すなわち、今後は党学校用タイプのテキストの内容を最少限度含みつつ、その配置・構成に本書におけるような配慮が加えられることがのぞましいのである。

本書における論述の内容そのものにまで立入ることはできなかったが、今回の紹介はこの程度にとどめておきたい。但し、出版時点との関連で本書で用いられている主要な法源について若干ふれるならば、一九六九年一月に採択された新（第三次）コルホーズ模範定款は引用されているが、七〇年七月に採択された「労働立法の基礎」は間にあわなかったらしく用いられておらず、旧労働法典を引用して説明がなされていることに注意する必要がある。

最後に、資料として本書の目次を訳出しておきたい。さきへのべたように、ソビエト法の全部門を網羅していないという不完全さはあるが、民法（財産法）を中心としてみた場合のソビエト法の一つの見取図として参考になれば幸いである。なお付記の人名はその箇所の執筆担当者を示す。

*

*

序説 (O. C. Koghe)

(1) 教科目としてのソビエト法の基礎

(2) ソビエト法の基礎教程の課題と使命

第一篇 国家と法にかんする一般的諸命題 (O. C. Иоффе)

第一章 国家にかんする一般的諸命題

(1) 国家の起源と本質

(2) 国家の類型、形態および機能

(3) 社会主義国家

第二章 法にかんする一般的諸命題

(1) 法の起源と本質

(2) 社会主義法

(3) 法律規範、法源および法関係。社会主義法の体系

第二篇 所有権—ソビエト法の中心的制度 (Л. Ф. Еренберг)

第一章 所有権の概念

(1) 所有と所有権

(2) 所有権の諸要素

第二章 ソ連における所有権の種類と形態

(1) 社会主義的所有権

(2) 個人的所有権

第三篇 ソ連における国民経済の法的組織 (М. И. Бпаринский)

第一章 社会主義国民経済の中央集権的管理

(1) 中央集権的管理諸機関の構成と権限

(2) 計画化諸行為の体系、それらの意義

第二章 社会主義国民経済の非中央集権的管理

(1) 国民経済の非中央集権的管理機関としての法人

(2) 国家諸機関の法人性

(3) 協同組合的「кооперативный」コルホーズ的および社会的諸組織の法人性。смешанная混合法人 (A. Г. Новиков と共に)

第四篇 労働の法的規制とソ連国民経済における生産の完成化

第一章 労働法関係 (Я. А. Кулик)

(1) 労働法関係の確立

(2) 労働法関係参加者の権利と義務

(3) 労働規律、労働奨励および労働保護

(4) 労働法関係の解消

(5) 社会保険と社会保障

第二章 コルホーズ法関係 (A. Г. Новиков)

(1) コルホーズ法関係の基礎としての成員権

(2) コルホーズにおける労働組織、労働規律および労働保護

(3) コルホーズ員への労働支払

第三章 発明および合理化にかんする法関係 (O. C. Иоффе)

(1) 発明権

(2) 合理化提案権

第五篇 社会主義経済における契約

第一章 契約にかんする一般命題 (O. C. Иоффе)

- (1) 契約の概念
- (2) 契約の内容およびその締結手続
- (3) 契約の履行および契約不履行責任
- (4) 諸契約の体系

第二章 経済契約 (M. И. Брагинский)

- (1) 経済契約の概念と諸姿態。その法的特質
- (2) 納入
- (3) 非住宅用建物および設備の賃貸借
- (4) 基本建設
- (5) プロジェクト^{プロジェクト}研究作業および設計作業の遂行
- (6) 貨物運送^{Экспедирование}
- (7) 発送^{Отгрузка}
- (8) 保管
- (9) 社会主義諸組織の仲介サービス
- (10) コルホーズおよびソフホーズへの物質的^{物質的}技術的補給およびサービス (B. C. Юрченко と共著)

- (11) 融資にかんする義務

- (12) 経済契約における金銭的決済の法的組織

第三章 住民の要求に奉仕する社会主義諸組織の契約

(B. C. Юрченко)

- (1) 住民の要求に奉仕する社会主義諸組織の契約の特質

- (2) 小売売買

- (3) 住宅の賃貸借

- (4) 日用品の賃貸借

- (5) 日常的請負

- (6) 旅客および小荷物運送

- (7) 住民の仲介サービス

- (8) 貯金窓口業務と結びついた法関係

第四章 国民経済の農産物による保障にかんする契約

(M. И. Брагинский)

- (1) 国民経済の農産物による保障にかんする契約の概念と諸姿態。それらの法的特質

- (2) 予約買付契約

- (3) 農産物販売仲介契約

第六篇 社会主義経済の法的保障および法的保護

第一章 社会主義経済の法的保障 (M. И. Брагинский)

- (1) 社会主義経済の法的保障の概念

- (2) 保険

第二章 社会主義経済の法的保護

- (1) 社会主義経済の法的保護の概念 (Л. Ф. Ермеев)

- (2) 刑法的保護 (И. И. Горелик)

- (3) 民法法源集解 (Д. Ф. Еремеев)
(4) 民法的保護 (Д. Ф. Еремеев)

五 上

- (1) А. И. Денисов, М. Г. Кириченко, Основы советского государства и права, учебное пособие для педагогических и учительских институтов, 2-е издание, дополненное и переработанное, Учпедгиз, М., 1953. 269 с.
- (11) Н. Г. Александров, А. И. Лепешкин, Основы советского государства и права, учебник для историко-филологических факультетов педагогических институтов, Учпедгиз, М., 1962. 424 с.
- (111) В. А. Андерсен и др. (ред.), Основы теории государства и права, книга (сборник) для высших партийных школ, Лениздат, Л., 1965. 622 с.
- (1111) А. В. Дозорцев, Советское право, учебник для экономических вузов и факультетов, Высшая школа, М., 1969. 607 с.
- (11111) Ф. И. Калинин, А. Л. Недавиный, Основы советского государственного строительства и права, учебное пособие для Высшей партийной школы

при ЦК КПСС, 《Мысль》, М., 1969. 575 с.

- (111111) 以上は、基本的にソビエト法全般の概観を志向する教材で偶然手近にあるもののみを例示的にあげたにすぎず、これらのほか特定の「一」「二の実定法部門(たとえは労働法と民法)のみを紹介することを目的とした非法学部学生用の概説書は別に存在する。

また「リーポートス」サモーション編「ソビエト法の一般理論」一九六六年(С. Н. Вратусь, И. С. Самощенко (ред.), Общая теория советского права, Юридическая литература, М., 1966.)は大学高学年学生、大学院生用であるが、ソビエト法とどうあがなうか。

なお、外国人むけに「ソビエト法一般について英語で紹介したソビエト文献の主なものとしては次の二冊がある。

P. S. Romashkin (ed.) Fundamentals of Soviet Law, Foreign Languages Publishing House, М., 1962. 517 p., V. M. Chikhivadze (ed.), The Soviet State and Law, Progress Publishers, М., 1969. 333 p.

- (1111111) 但し、後記の党中央委員会決定採択以後のもの(具体的には(4)および(5))には、各法部門の概説の内容がより

詳しいものになるなど一定の改善が見られるのは事実である。

(八) 「ソビエト国家と法」、一九六七年一〇号、六頁。

(九) 同右、一一頁。

(一〇) さきの党中央委員会決定によれば、現段階におけるソビエト法学の主要な任務は以下の諸点にあるとされる。(一)国家建設および社会主義的民主主義の発展の緊要な諸問題の研究 (二)勤労者代議員ソビエトの組織と活動、国家管理の科学的諸原則、経済生活および社会関係の法的規制の諸問題の検討 (三)犯罪およびその他の法違反の予防と根絶、国内における適法性と法秩序の強化にかんする諸方策の検討 (四)ソビエト立法の完成化にかんする科学的根拠ある勧告の準備 (五)他の社会主義諸国における国家的・法的建設の経験の研究 (六)発展途上諸国の国家制度の研究 (七)現代帝国主義国家と法の反動的本質の暴露 (八)国際法上の諸問題の研究。(同右、八頁。)

(一九七一・二)